

平成30年3月教育委員会臨時会 会議議事録

- 1 招集年月日 平成30年3月28日（水）午後4時
- 2 招集場所 喜多方プラザ小会議室
- 3 出席者
教育長 大場 健 哉
教育長職務代理者 武藤 修 吉
二番委員 遠藤 一 幸
三番委員 高橋 明 子
四番委員 荒 明 美恵子
- 4 出席職員
教育部長 江花 一 治
教育総務課長 佐藤 健 志
学校教育課長 山口 浩
生涯学習課長 田 部 一
文化課長 植村 泰 徳
中央公民館長 鈴木 善 信
教育総務課主幹 坂口 伸
教育総務課長補佐 折笠 雄 一
- 5 閉 会 午後4時26分

平成 30 年 3 月教育委員会臨時会

日 時 平成 30 年 3 月 28 日（水） 午後 4 時

会 場 小会議室（喜多方プラザ 1 階）

次 第

1 開 会

2 会期の決定

3 書記の指名

4 報告事項

(1) 平成 30 年度重点事業実施計画について

5 審議事項

議案第 48 号 喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

議案第 49 号 喜多方市教育委員会教育長専決規程の一部を改正する訓令

議案第 50 号 喜多方市教育委員会職員の異動に関する承認について

6 協議事項

7 その他

8 連絡事項

9 閉 会

教育長 これより平成30年3月教育委員会臨時会を開会いたします。
開会時刻は午後4時でお願いします。

次に、会期の決定についてお諮りをします。会期については、
本日1日としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 異議なしと認めます。会期については本日1日と決定いたします。

続いて、書記の指名についてお諮りをします。書記につきましては、
教育総務課の坂口主幹・管理主事を指名したいと思います
が、ご異議ございませんか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 異議なしと認めます。書記には坂口主幹・管理主事を指名いた
しますので、よろしくお願いいたします。

続いて、報告事項について取り上げます。

今回の報告事項は1件ありますが、報告事項の説明に入る前
に事務局から加筆、訂正等ありませんか。

教育総務課長 加筆、訂正等ございませんので、よろしくお願いいたします。

教育長 加筆、訂正等はないとのことでありますので、報告事項の（1）
平成30年度重点事業実施計画について事務局の説明を求めます。

教育総務課長 平成30年度重点事業実施計画についてであります、本市の教
育振興基本計画に基づきます、平成30年度における重点事業の実
施計画といたしまして、本年2月の定例会において案をお示し
させていただいて協議をしていただいたところであります。

3月の市議会定例会及び3月26日に開催されました市議会臨時
会におきまして、平成30年度の当初予算及び平成29年度の補正予
算が成立いたしましたので、正式に重点事業の実施計画として決
定をさせていただいたところであります。

このことにつきましては、教育委員会から教育長への委任事務
として処理をさせていただきましたので、喜多方市教育委員会の
権限に属する事務委任等に関する規則第4条の規定によりまし
て、本日の臨時会において報告をさせていただくものであります。

なお、実施計画案の段階から記載内容に少し修正を加えてござ
いますので、その部分についてのみ説明をさせていただき、全体
の詳しい説明については省略をさせていただきたいと思いたす
ので、ご了承いただきたいと思います。

まず、計画書の5ページをお開きいただきたいと思います。

米印1について、案の段階では、姥堂小学校の暖房設備改修工

事について、平成29年度の国の補正予算による事業に採択されれば、平成29年度補正予算に計上し平成30年度に繰り越して実施することとし、採択されなければ平成30年度において補正予算に計上するという内容でございましたが、国から事業採択の通知があり、平成29年度の補正予算として3月26日に開催されました市議会臨時会で予算案の議決が得られましたので、ここに記載のとおり表現を変更したところでございます。

次に6ページをご覧くださいと思います。

米印2について、同じように国の補正予算の事業に採択となり、平成29年度の補正予算として成立をしましたので、記載のような表現に変更させていただきました。

次に11ページをご覧くださいと思います。

表の左側、施策目標の欄でございますが、②の部分であります。案の段階では、重点的に取り組む施策ということで、飯豊連峰の世界自然遺産登録に向けた活動という項目を盛り込んでおりましたが、この件につきましては、世界自然遺産登録が困難な状況であると環境省から回答があり、実施計画を決定する段階におきまして、平成30年度の計画から削除させていただいたところであります。

以上が、案の段階から変更させていただいた部分3カ所でございます。それ以外については変更なく決定をさせていただきました。

説明については以上であります。よろしくお願いします。

教育長

ただいま説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

<なしの声あり>

教育長

特になしということよろしいですか。

では、報告事項（1）平成30年度重点事業実施計画について承認することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

異議なしと認め、報告事項（1）平成30年度重点事業実施計画について承認することといたします。

以上、報告事項であります。

次に、審議事項を取り上げます。

審議事項は、議案第48号から議案第50号までの3つの議案がありますが、審議事項の説明に入る前に事務局から加筆、訂正等がありますか。

教育総務課長 お配りしております資料に加筆、訂正等はありません。よろしくお願い致します。

教育長 特にないということですので、それでは審議に入ります。
議案第48号喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則についてであります。
事務局の説明を求めます。

教育総務課長 議案第48号喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則についてであります。要項の1ページをご覧いただきたいと思います。

教育委員会の組織、そしてその運営について定めている法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ですが、その法律の中で教育委員会の職務権限が定められておりまして、その職務権限の一部を教育長に委任できるとされております。この喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則といいますのは、教育長への事務の委任等について必要な事項を定めている規則でございます。

今回の規則改正につきましては、法律によりまして教育長に委任できないとされている項目がございますが、その項目に関する事務について同じ法律において緊急性があり、教育委員会の会議を開くいとまがなかった場合、教育長は臨時に代理して処理することができるかとされているところでございますが、本市の規則におきましては、その規定が漏れていたことなどが判明したことから、その部分を追加修正するために改正を行うものでございます。

具体的には、2ページをご覧いただきたいと思います。

現行規則と改正後の新旧対照表でございますが、まず第2条第1項におきまして、条文中の「事項」を「事務」という言葉に改め、第2項の末尾の部分でございます「指揮を受けなければならない」を「会議に諮るものとする」に改め、第3項といたしまして、委任された事務を処理した場合の教育委員会の報告に関する規定を加えるものであります。そして、臨時代理を規定しております第3条第1項において、法律により教育長に委任できないとされている事務として、「法律第25条第2項各号に掲げる事務及び」を加え、第2項中の「次回の」を「速やかに」に改め、「会議においての」次に「報告し、」を加えるものでございます。第4条につきましては、委任と臨時代理について分けて規定しましたので、その条文を削除するものでございます。

この規則につきましては、公布の日から施行したいとするもの

であります。

なお、3 ページに改正後の規則を掲載させていただきましたのでご覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

教育長

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対してご質問はございませんか。

<なしの声あり>

教育長

質問はないとのことですので、次に、ご意見はございませんか。

武藤委員

2 ページの改正後の第3条「法律第25条第2項各号に掲げる事務及び」というこの専決できない項目がわかれば教えていただきたい。

教育長

事務局、わかりますか。

教育総務課長

はい、お答えします。

法律第25条第2項の各号になりますが、(1) から (6) まででございます。(1) は、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。(2) は、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定に関すること。(3) は、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。(4) は、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。(5) については、第26条に教育委員会として事務の管理及び執行の状況の点検及び評価をしなければならないという項目があることから、点検及び評価に関すること。(6) については、第27条、第29条に、幼保連携型認定こども園に関する項目があることから、その意見の申出に関すること。

この6点が法律上は教育長に委任できない項目ということになっております。なお、市の規則の中でも市として教育長に委任できない事項ということで、3 ページをご覧くださいますと、第2条の中に、今ほど説明した法律に規定されているものと、この(1) から (5) でございますが、第1号から第5号までの項目については教育長に委任できないことと規定されております。

法律の趣旨から申しますと、これら教育長に委任できない項目であっても緊急的に処理しなければならない、あるいは会議を開いて委員の皆様にご審議をいただくいとまがないという場合には、教育長に臨時に代理をさせることができるという規定があり、その場合には市町村の教育委員会の規則の中で整備する必要がある

ります。市の現行の規則で定めている教育長に委任できない事項について、臨時に代理させるという部分が抜けていたことから、今回改めて教育長に委任できないとされている事項を明確に規則に盛り込むことにしたというのが、主な改正の内容でございます。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。（「はい、結構です」の声あり）
ほかにご質問はございませんでしょうか。
＜なしの声あり＞

教育長 それでは、これで質疑を終了いたします。
これより採決を行います。議案第48号喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
＜異議なしの声あり＞

教育長 異議なしと認めます。議案第48号喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり承認することに決しました。

教育長 続いて、議案第49号喜多方市教育委員会教育長専決規程の一部を改正する訓令について、事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、4ページをご覧くださいと思います。
議案第49号喜多方市教育委員会教育長専決規程の一部を改正する訓令についてであります。この規程につきましては、教育委員会が教育委員会の権限に属する事務について、その一部を教育長に専決させるということを規定しているものであります。専決させる事務を明らかにして、この規程の中で示しているというものでございます。

今回の改正につきましては、教育長が専決処分した事務について、速やかに教育委員会の会議において報告することの規定を加えるものでございます。

具体的には、5ページの新旧対照表をご覧ください。

第2項といたしまして、記載のとおり追加するものでございます。この訓令につきましては、平成30年4月1日から施行したいとするものでございます。

なお、改正後について6ページに記載させていただきましたので、ご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

教育長 ただいまの説明に対して審議に入ります。ご質問はございませんか。

教育長 <なしの声あり>
 ご意見はありませんか。
 教育長 <なしの声あり>
 これで質疑を終了します。
 これより採決を行います。議案第49号喜多方市教育委員会教育長専決規程の一部を改正する訓令について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
 教育長 <異議なしの声あり>
 異議なしと認めます。議案第49号喜多方市教育委員会教育長専決規程の一部を改正する訓令については、原案のとおり承認することと決しました。
 続いて、議案第50号喜多方市教育委員会職員の異動に関する承認について取り上げます。
 教育総務課長 事務局の説明を求めます。
 7ページになります。議案第50号喜多方市教育委員会職員の異動に関する承認についてであります。
 平成30年3月31日及び平成30年4月1日付けで発令をする喜多方市教育委員会職員の異動について、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定によりまして、下記のとおり臨時に代理して内示をしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき承認を求めるものでございます。
 記載のとおり、3月31日付けで2件、4月1日付けで3件の異動であります。なお、ここで承認をお願いするものにつきましては、課長以上についてのみで、課長補佐、主幹以下につきましては教育長の専決事項とされておりますので、8ページと9ページの一覧表により報告をさせていただきます。
 8ページと9ページについて、詳細は省略させていただきますが、表の中で建築住宅課、熱塩加納総合支所住民課の職員が記載されておりますが、これにつきましては、施設の改修など維持管理に関すること、あるいは学校給食の共同調理場の管理に対応するために、教育委員会の併任を命じているということであります。
 教育長 説明は以上です。
 これより質疑に入ります。
 ただいまの説明に対してご質問はございませんか。
 教育長 <なしの声あり>
 ご意見はありませんか。
 教育長 <なしの声あり>

これより採決を行います。議案第50号喜多方市教育委員会職員の異動に関する承認について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育長

＜異議なしの声あり＞

異議なしと認めます。議案第50号喜多方市教育委員会職員の異動に関する承認について、原案のとおり承認することに決しました。

教育総務課長

次に、協議事項について取り上げます。事務局からありますか。

教育長

ありません。

委員の皆さんからありますか。

教育長

＜なしの声あり＞

教育総務課長

次に、その他に入ります。事務局からありますか。

教育長

ありません。

教育総務課長

次に、連絡事項はありますか。

ありません。

平成30年3月教育委員会臨時会を閉会します。

閉会時刻は、午後4時26分をお願いします。

閉会（午後4時26分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

三 番 委 員

四 番 委 員

教育総務課主幹